

個別労働紛争でお悩みの労働者、事業主の皆様へ

「労働関係紛争にかかる相談窓口・解決制度のご案内」

◇各機関の取扱業務、日時等は変更となることがありますので、各機関にお問い合わせの上、ご利用ください。

岡山労働局	利用可能な制度 (無料)	<ol style="list-style-type: none"> ① 総合労働相談（電話又は面談） ② 労働局長による助言・指導、個別労働紛争にかかる紛争調整委員会によるあっせん ③ 職場における男女差別、セクハラ、育児・介護休業制度、パートタイム・有期雇用労働、パワハラに係る相談、労働局長による紛争解決援助、調停会議による調停
	問い合わせ先等	<p>以下の7カ所の総合労働相談コーナーで、月～金曜日（除く休日）、9:30～17:00の間利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山労働局総合労働相談コーナー(岡山労働局雇用環境・均等室内) TEL 086-225-2017 ・岡山総合労働相談コーナー（岡山労働基準監督署内） TEL 086-283-4540 ・倉敷総合労働相談コーナー（倉敷労働基準監督署内） TEL 086-422-8177 ・津山総合労働相談コーナー（津山労働基準監督署内） TEL 0868-22-7157 ・笠岡総合労働相談コーナー（笠岡労働基準監督署内） TEL 0865-62-4196 ・和気総合労働相談コーナー（和気労働基準監督署内） TEL 0869-93-1358 ・新見総合労働相談コーナー（新見労働基準監督署内） TEL 0867-72-1136 <p>上記③については、岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017</p>
	手続き・制度の特徴	<ol style="list-style-type: none"> ① 労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員がお受けしています。 ② 法違反の是正を図るために行われる行政指導とは性格が異なり、紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではありません。 ③ 男女雇用均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法についての相談に応じています。個別紛争が生じている場合は、労働局長による紛争解決援助又は調停会議による調停のいずれかを選択できます。2つの制度は労働局長又は調停委員が公正な第三者として間に立って解決策を提示し、紛争の解決援助を図ることを目的とした行政サービスです。

岡山県産業労働部 労働雇用政策課	利用可能な制度	労働問題相談
	問い合わせ先等	<p>県庁 労働雇用政策課労働調整班</p> <p>TEL 086-226-7386 FAX 086-224-2130</p> <p>※月曜日～金曜日（除く休日） 8:30～17:00</p>
	手続き・制度の特徴	労働者、使用者の方からの労働問題全般に関する相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関の紹介を行います。

岡山県労働委員会	利用可能な制度	<ol style="list-style-type: none"> ① 労働問題全般の相談 ② 個別的労使紛争に係るあっせん ③ 労働争議(労働組合に係るもの)に係るあっせん、調停、仲裁
	問い合わせ先等	<p>岡山県労働委員会事務局</p> <p>岡山市中区小橋町1-1-25 岡山県庁小橋町庁舎2階</p> <p>TEL 086-226-7563 FAX 086-273-0900</p>
	手続き・制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談は、電話又は面接で随時対応しています。 ・あっせんは、公・労・使の委員が、3人1組で対応しています。 ・岡山県労働委員会の概要は、岡山県ホームページをご覧ください。

岡山県社会保険労務士会	利用可能な制度	<ol style="list-style-type: none"> ① 総合労働相談所（電話又は予約による面談） ② 社労士会労働紛争解決センター岡山（あっせん手続が必要な場合） ③ Eメール労働・年金相談（常時受け付け）
	問い合わせ先等	<ol style="list-style-type: none"> ① 総合労働相談所 ○第1～第4水曜日（除く祝日 要予約）13時～16時 岡山県社会保険労務士会事務局 岡山市北区野田屋町2-11-13 7F ○予約申込みナビダイヤル 0570-064-794 ② 労働紛争解決センター岡山 ○月～金曜日 10時～17時（年末年始、お盆、祝日除く） ○申込みナビダイヤル 0570-064-794 ③ 岡山県社会保険労務士会ホームページ→無料相談→お問い合わせ（質問フォーマット） ホームページアドレス http://www.okayama-sr.jp
	手続き・制度の特徴	労働時間、解雇、セクハラ、就業規則、育児・介護、健康保険その他労働関係のあらゆる問題に労働相談専門の社会保険労務士が、電話又は面談により親切・丁寧に対応致します。

日本司法支援センター（法テラス）	利用可能な制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 紛争解決に役立つ法情報・相談窓口の紹介（無料） ② 民事法律扶助制度（無料法律相談・弁護士等費用の立替）
	問い合わせ先等	<ul style="list-style-type: none"> ① 法テラス岡山 岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2階 TEL 050-3383-5491 月～金（除く祝日）10:00～15:00 電話・面談により対応いたします。 ② 法テラスコールセンター 0570-078374（ナビダイヤル）（PHS・IP 電話からは 03-6745-5600 へお電話ください。） 祝日を除く 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 電話による情報提供を行っています。 ③ 法テラスのホームページ（http://www.houterasu.or.jp）では、法制度・相談窓口情報の検索や電子メールによるお問い合わせに対応しています。
	手続き・制度の特徴	<p>民事法律扶助のご利用には、一定要件が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 収入等が一定額以下 2 保有資産が一定額以下 <p>その他、法人としての相談には適用されない等の条件もございますので、詳しくはお問い合わせください。</p>

岡山弁護士会	利用可能な制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働・雇用問題を含む法律相談全般 ② 和解あっせん（岡山仲裁センター） ③ 労働と生活に関する弁護士相談
	問い合わせ先等	<ul style="list-style-type: none"> ① 岡山弁護士会法律相談センター 予約受付専用回線 086-234-5888（受付 平日 9:00～17:00） ② 岡山弁護士会（代表） 086-223-4401（受付 平日 9:00～17:00）
	手続き・制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ① 岡山弁護士会の法律相談センターは、岡山・倉敷・津山・井笠・東備・新見・高梁・勝英・真庭・夜間・土日の各センターで法律相談をお受けしています。予約が必要ですので、まずは電話予約をお願いします。相談は有料ですが、民事法律扶助の要件を満たす方は、扶助相談の申込みができます。 ② 岡山仲裁センターでは、市民が利用しやすく、スピーディーな紛争解決のために、弁護士などが仲裁人となって、仲裁（和解あっせんと仲裁判断）を行っています。申込みの際は、まず弁護士による法律相談を受けて下さい。 ③ 賃金不払いや解雇、労働災害などの労働問題（労働者側の相談に限ります。）や貧困等による生活困難に関する問題を抱える方を対象に、弁護士が初回無料でご相談に応じます。

岡山地方裁判所	利用可能な制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働審判（岡山地裁本庁のみ取扱） ② 仮処分 ③ 訴訟（訴額が 140 万円を超える場合）
	問い合わせ先等	<p>岡山地方裁判所 岡山市北区南方 1-8-42 TEL 086-222-6771 月～金曜日（除く休日）8:30～17:00 ※岡山地方裁判所本庁のほか、津山、倉敷、新見の各支部においても上記②③について 利用できます。</p>
	手続き・制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所のホームページ（http://www.courts.go.jp）に申立て等に使用する書式を掲載しています。 ・相談は、手続き関係に限ります。 ・申立には手数料等が必要となります。 <p>例：労働審判の場合、請求額 100 万円では手数料（収入印紙）は 5,000 円となります。 （弁護士等を依頼した場合の費用は、弁護士等にご確認ください。）</p>

簡易裁判所	利用可能な制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 調停 ② 支払督促（金銭の請求に限る。） ③ 少額訴訟（訴額が 60 万円以下、金銭の請求に限る。） ④ 訴訟（訴額が 140 万円以下の場合）
	問い合わせ先等	<p>県内 10 の簡易裁判所で、月～金曜日（除く休日）8:30～17:00 の間対応しています。</p>
	手続き・制度の特徴	<p>申立には手数料等が必要となります。</p> <p>例：民事調停の申立の場合、請求額 50 万円では手数料（収入印紙）は 2,500 円となります。 （弁護士等を依頼した場合の費用は、弁護士等にご確認ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所における解決方法について説明します。

消費生活相談窓口	<p>【岡山県消費生活センター】 岡山市北区南方 2 丁目 13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館 5F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談方法 電話、面談又は文書による相談 ・相談日 火曜日～日曜日（祝日、年末年始は除く） ・専用電話 086-226-0999 ・受付時間 9 時～17 時（相談受付は 9 時～16 時 30 分まで） <p>ホームページアドレス http://www.pref.okayama.jp/site/syohi</p> <p>岡山県内にお住まいの方を対象に、商品やサービスに関する苦情相談等を受け付け、解決のための助言を行います。 その他県内の消費生活相談窓口については、最寄りの市町村にお尋ねください。</p>
----------	---